

「出先機関改革のアクション・プラン(案)」 について

【市長会議資料】

平成22年12月24日

「出先機関改革のアクション・プラン（案）」の概要①

【第9回地域主権戦略会議（12/16）】

○出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点について留意しながら進める。

＜広域的实施体制の在り方＞

広域連合制度を活用するための諸課題について検討の上、新たな広域行政制度を整備（北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。）

＜事務・権限移譲の在り方＞

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
（全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲）

＜職員、財源に係る措置の在り方＞

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。
移譲される事務・権限の執行に必要な財源を国から移転することとし、税源移譲についても検討

＜スケジュール＞

平成24年通常国会に法案提出。準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

○直轄国道・直轄河川

- ・一般国道（一級河川）の直轄区間について、一的都道府県内で完結する（水系に属する）もの
→原則移管することを基本とする。

・それ以外のもの

→受け皿となりうる広域的实施体制が整うまでの間にあっても、国と都道府県・指定都市（直轄河川にあっては、国と都道府県）との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その拡大も含めて移管の対象となり得る道路（河川）を国と都道府県・指定都市（直轄河川にあっては、国と都道府県）の間で確認し、積極的に取り組む。

○公共職業安定所（ハローワーク）

- ・希望する地方自治体において、国が行う事務と地方が行う事務が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施されることが可能となるよう、所要の措置を講ずる。
- ・一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討

「出先機関改革のアクション・プラン（案）」の概要②

【第9回地域主権戦略会議（12/16）】

○直轄国道・直轄河川・公共職業安定所（ハローワーク）以外の事務・権限

広域的实施体制が整うまでの間にあっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。

・一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限

→都道府県に移譲。速やかに着手するものについて、自己仕分けにおいて「全国一律・一斉に地方自治体に移譲する」とされたもの（※1）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理

（※1）人権擁護に関する事務（法務局）、「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定（地方厚生局）など

・複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、自己仕分けにおいて、「個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限（※2）」及び「個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（※3）」とされたもの

→構造改革特区制度の活用などにより選択的・試行的に移譲を進める。

（※2）旅客運送自動車事業の許認可等（地方運輸局）など （※3）新規産業の環境整備に関する事務（経済産業局）など

○国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

○財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方公共団体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

○人員の移管等の取扱い

- ・人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ・人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を検討・構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

「出先機関改革のアクション・プラン（案）」の問題点

【第9回地域主権戦略会議（12/16）】

- 総論的で、多くの部分が今後の検討に委ねられているため、具体的な内容が乏しい。
そのため、出先機関の「原則廃止」の道筋が明らかにされていない。
- 出先機関単位での移譲を基本としており、住民に最も身近な基礎自治体である指定都市を移譲先として明確に位置付けていない。
- 地域主権戦略大綱において、地方自治体への移譲等については、「平成23年度通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施することを基本とする」とされていたが、個々の事務・権限の移譲の時期が明示されていない。
- 直轄国道・直轄河川・ハローワーク
直轄国道・直轄河川については個別協議等において、ハローワークについては国が行う事務と地方自治体が行う事務の一体的な実施の後の検討の過程等において、各府省の意向が強く反映される余地が残されている。
また、直轄河川・ハローワークについて、指定都市が移譲先として位置付けられていない。
- 直轄国道・直轄河川・ハローワーク以外の事務・権限
原則廃止の観点からすると極めて不十分であった各府省による「自己仕分け」の結果を重視しており、政治主導の姿勢が不十分である。
- 事務・権限の移譲に伴う財源の取扱いについて、
「改革の理念に添って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる」とされているのみで具体性がなく、人件費を含め必要な財源が確保されない可能性がある。